

医師国保とっとり

鳥取県医師国保組合発行

発行人 長 田 昭 夫

〒680 - 8585 鳥取市戎町317 鳥取県医師会館内

電話 (0857)27 - 5565



ご挨拶

鳥取県医師国民健康保険組合
理事長 長 田 昭 夫

初秋の候 組合員の皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より当組合の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、わが医師国保組合は組合員皆さんのパワフルなサポートにより、他組合に比し、ある程度安定した運営を行ってきました。しかし、高齢社会の到来に伴う制度改革により、大きな節目に差し掛かっていることは今更述べるまでにない事実であります。

ところで、最近の健康保険法等の一部改正により、10月から医療費の自己負担等が変わり、70歳以上一定以上所得者の負担割合が2割から3割となることになりました。

当組合の本人負担は2割ですので、この差額は後日返金いたしますが、少しずつ制度上の歪みが生じてきております。3割負担を真剣に考えていく時期となっておりますことを改めてご理解いた

だかなければなりません。

また、19年度は保険料の見直しをいたします。相互扶助の精神をもとに、組合員間の不公平感をなくし、継続可能な賦課方法を検討中です。年末までには、お知らせできると思っております。

さらに、自家診療の医療費が予想以上に増えてきておりますが、2年続いたの単年度赤字の要因と認識しております。組合員の一部に良識を欠いた保険請求がみられたり、制度利用者の固定化等があるのです。重要な課題として慎重に今後の方向性を探っていく所存です。

以上、国の制度改革もさることながら、当組合でも諸々の見直しを余儀なくされている現状を真摯に受けとめ、その対策について早急な検討を今後推し進めます。

医療側と保険者側の両面をもつ国保組合として、今後の改革の行方を見極めながら、健全な組合運営を目指します。組合員各位の更なるご協力を切に期待して止みません。

平成18年度事業計画、予算等決定

鳥取県医師国民健康保険組合は、去る2月16日開催の第111回臨時組合会で、平成18年度からの新役員を選出し、3月18日開催の第112回通常組合会で、18年度の事業計画、歳入歳出予算等の諸議案を決定しました。概要は別記のとおりです。

新役員名簿

役職名	氏名	新・再の別
理事長	長 田 昭 夫	再
副理事長	岡 本 公 男	新
常務理事	神 鳥 高 世	〃
理 事	富 長 将 人	再
〃	宮 崎 博 実	〃
〃	天 野 道 麿	〃
〃	渡 辺 憲	新
〃	吉 中 正 人	〃
〃	三 宅 茂 樹	〃
〃	阿 部 博 章	〃
監 事	明 穂 政 裕	〃
〃	清 水 正 人	〃

平成18年度鳥取県医師国民健康保険組合事業計画について

18年度の事業計画については、基本方針に基づき、昨年同様の事業を展開いたします。

<基本方針>

平成17年12月、「医療制度改革大綱」が政府与党で決定されました。この中には、「保険者の再編・統合」また、「新たな高齢者医療制度の創設」についての概要が示されております。

平成20年を目途に、75歳以上の方を対象とした高齢者医療制度が創設されますが、当初、懸念されていた組合員資格については維持されることになり、被保険者の減少は避けられるようです。

平成16年度の所得調査の結果を踏まえ、普通調

整補助金の1%全額カットが決定されました。激変緩和措置が取られ、平成18年度は0.4%にカットされます。補助金については定率32%の削減も検討されており、8割給付の維持が困難な情勢となってきました。また、平成18年10月には、現役並みの所得のある70歳以上の高齢者の患者負担が2割から3割へ変更されることになり、若人の2割負担との歪みを生じることとなります。

平成18年度は、諸々の検討事項についての協議を重ね、度重なる制度改革へ柔軟に対応していき、組合の健全な財政基盤の確立と給付の充実に努めてまいります。

被保険者数一覧表

(平成18年4月1日現在)

	組合員	家族	従業員	計
被保険者数(人)	522	1,066	339	1,927
老健該当者数(人)	129	128	4	261
その割合(%)	24.7	12.0	1.2	13.5
介護保険第2号該当者数(人)	306	231	144	681
その割合(%)	58.6	21.7	42.5	35.5

平成17年度歳入歳出予算

第1 総括表

[歳入]

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	前年度予算額との比較増減額
1. 国民健康保険料		240,459	234,920	5,539
	1. 国民健康保険料	240,459	234,920	5,539
2. 国庫支出金		114,643	90,936	23,707
	1. 国庫負担金	2,317	2,276	41
	2. 国庫補助金	112,326	88,660	23,666
3. 連合会支出金		1	1	0
	1. 連合会補助金	1	1	0
4. 共同事業交付金		17,100	21,000	3,900
	1. 共同事業交付金	17,100	21,000	3,900
5. 財産収入		200	200	0
	1. 財産運用収入	200	200	0
6. 繰入金		2	2	0
	1. 準備金繰入金	1	1	0
	2. 積立金繰入金	1	1	0
7. 繰越金		57,000	100,000	43,000
	1. 繰越金	57,000	100,000	43,000
8. 諸収入		150	150	0
	1. 預金利子	50	50	0
	2. 雑収入	100	100	0
合計		429,555	447,209	17,654

[歳出]

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	前年度予算額との比較増減額
1. 組合会費		2,100	2,100	0
	1. 組合会費	2,100	2,100	0
2. 総務費		24,100	24,130	30
	1. 総務管理費	24,100	24,130	30
3. 保険給付費		239,890	228,190	11,700
	1. 療養諸費	205,770	196,840	8,930
	2. 高額療養費	13,400	10,307	3,093
	3. 移送諸費	300	300	0
	4. 出産育児諸費	3,300	3,300	0
	5. 葬祭諸費	3,000	3,500	500
	6. 傷病手当金	3,000	3,122	122
	7. 療養附加金	11,120	10,821	299
4. 老人保健拠出金		94,600	96,600	2,000
	1. 老人保健拠出金	94,600	96,600	2,000
5. 介護納付金		32,240	31,200	1,040
	1. 介護納付金	32,240	31,200	1,040
6. 共同事業拠出金		20,150	21,290	1,140
	1. 共同事業拠出金	20,150	21,290	1,140
7. 保健事業費		6,800	6,600	200
	1. 保健事業費	6,800	6,600	200
8. 基金積立金		200	200	0
	1. 準備金等積立金	200	200	0
9. 諸支出金		800	800	0
	1. 償還金及び還付加算金	215	235	20
	2. 過年度支出金	1	1	0
	3. 地区医師会事務費交付金	584	564	20
10. 予備費		8,675	36,099	27,424
	1. 予備費	8,675	36,099	27,424
合計		429,555	447,209	17,654

歳入歳出差引残額なし

平成17年度事業報告、決算承認

鳥取県医師国民健康保険組合は、去る7月29日開催の第113回通常組合会で、17年度の事業報告、

歳入歳出決算の諸議案が承認されました。概要は別記のとおりです。

議案第1号 平成17年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について認定を求める件 平成17年度事業報告

1. 平成17年度医師国保事業実施状況

区分	実施年月日	実施事項	備考
組合会 (3回開催)	17. 8. 6	第110回通常組合会 1) 平成16年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について認定を求める件 2) 平成16年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について認定を求める件	鳥取市戎町 鳥取県医師会館
	18. 2. 16	第111回臨時組合会 1) 鳥取県医師国民健康保険組合役員選出の件	鳥取市今町 ホテルニューオー タニ鳥取
	18. 3. 18	第112回通常組合会 1) 平成18年1月末現在鳥取県医師国民健康保険組合事業状況について 2) 平成18年度鳥取県医師国民健康保険組合事業計画(案)に関し議決を求める件 3) 平成18年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出予算(案)に関し議決を求める件 4) 鳥取県医師国民健康保険組合規約の一部改正(案)に関し議決を求める件	鳥取市戎町 鳥取県医師会館
	17. 7. 14	第1回理事会 1) 5/19全医連代表者会出席報告 2) 5/31会計実地検査報告 3) 6/16全協総会出席報告 4) 6/4全協中国四国支部総会出席報告 5) 第110回通常組合会の招集について	同上

理事会 (5回開催)		6) 第110回通常組合会付議事項について (1) 平成16年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について (2) 平成16年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について (3) 個人情報保護法の施行による規程の制定について	
	17. 9. 18	第2回理事会 1) 7/23中国四国医師国保連絡協議会出席報告 2) 保険料の賦課方法について	同 上
	17. 12. 22	第3回理事会 1) 9/30第43回全医連出席報告について 2) 11/16国保事業の打合せ・事務確認について 3) 全協被保険者決起大会出席報告について 4) 諸会議の開催について 5) 平成18年度事業について 6) 組合運営の諸問題について	同 上
	18. 2. 23	第4回理事会 1) 平成17年度医師国保事業の現況について 2) 2/23第2回監事会報告 3) 第112回通常組合会開催について 4) 第112回通常組合会付議事項について (1) 平成18年1月末現在鳥取県医師国民健康保険組合事業状況について (2) 平成18年度鳥取県医師国民健康保険組合事業計画(案)について (3) 平成18年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出予算(案)について	同 上
	18. 3. 3	第5回理事会規約の一部改正について	書 面
監事会 (2回開催)	17. 7. 14	第1回監事会 1) 平成16年度鳥取県医師国民健康保険組合事業状況について 2) 平成16年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について 3) 財産目録及び預金証書等の管理状況について	鳥取市戎町 鳥取県医師会館
	18. 2. 23	第2回監事会 1) 平成18年1月末現在事業状況について 2) 平成18年1月末現在収支状況について 3) 財産目録及び預金証書等の管理状況について	同 上
保健事業	(随時)	健康診断(人間ドック・ミニドック)の助成金交付	
		地区医師会主催の平成17年度保健事業の助成金交付	

《全医連関係》

区分	実施年月日	実 施 事 項	備 考
全 医 連	17. 9. 30	第43回全国医師国民健康保険組合連合会 ・代表者会議 ・全体協議会 1. 代表者会議の結果報告及び承認事項 2. 決議 3. 研究発表 4. 講演	神戸市 神戸ポートピアホテル 近畿ブロック当番担当 兵庫県医師国保組合
中 四 国 ブ ロ ッ ク (全 医 連)	17. 7. 23	平成17年度中国四国医師国民健康保険組合連絡協議会 ・代表者会議 ・全体会議 1. 議 事 1) 平成16年度事業報告(香川県) 2) 平成16年度決算報告(香川県) 3) 中国四国医師国民健康保険組合連絡協議会会則の一部改正について 4) 次期当番県の決定について 岡山県に決定。 2. 協 議 1) 7割給付へ移行する主な理由について(鳥取県) 2) 7割給付にともなう、保険料の見直しについて(徳島県) 3) 医療分国民健康保険料賦課の算定方法について(愛媛県) 4) 保険料の賦課状況について(徳島県) 5) 柔道整復師の「療養費払い(受領委任払い)」について(高知県) 6) 保健事業について(鳥取県) 7) 個人情報保護法の施行にともなう取扱いについて(広島県) 8) ペイオフ対策について(徳島県)	山口市 山口グランドホテル 担当 山口県医師国保組合

《全協関係》

区分	実施年月日	実 施 事 項	備 考
全	17. 6. 16	第45回全協通常総会 1) 平成16年度事業報告について 2) 平成16年度一般会計収支決算について 3) 平成16年度研修事業等特別会計収支決算について 4) 平成16年度高額医療費共同事業特別会計収支決算について 5) 補欠役員の選任について 6) 第47回通常総会の開催地について	広島市 リーガロイヤルホテル広島 担当 中四国支部
	17. 12. 2	全協被保険者決起大会	東京 憲政記念館
協	18. 3. 10	第46回全協通常総会 1) 平成18年度事業計画について 2) 平成18年度会費について 3) 平成18年度一般会計収支予算について 4) 平成18年度研修事業等特別会計収支予算について 5) 平成18年度高額医療費共同事業特別会計収支予算について 6) 補欠役員の選任について	東京 明治記念館
中四国ブロック(全協)	17. 6. 4	平成17年度全協中国四国支部総会 1) 平成16年度事業報告について 2) 平成16年度収支決算報告について 3) 平成16年度収支決算剰余金処分について 4) 平成17年度事業計画について 5) 平成17年度収支予算について 6) 平成17年度会費について	広島市 リーガロイヤルホテル広島 担当 広島県医師国保組合
修会(全協)	17. 6. 4	平成17年度全協中国四国支部委託研修会 1) 国保をめぐる諸情勢 2) 特別講演	同 上

2. 被保険者数の推移 (平成16年4月～平成17年3月)

年 月	組 合 員	准組合員	家 族	計	前年同期	第2号被保険者数	特定被保険者
16年度末	522	339	1,066	1,927	1,869	681	337
17. 4	526	346	1,064	1,936	1,864	683	347
5	526	350	1,060	1,936	1,857	684	367
6	524	349	1,062	1,935	1,858	680	372
7	525	345	1,061	1,931	1,855	681	368
8	526	342	1,059	1,927	1,870	676	371
9	527	344	1,062	1,933	1,872	680	373
10	526	348	1,067	1,941	1,882	678	373
11	527	351	1,070	1,948	1,897	676	372
12	528	349	1,072	1,949	1,901	674	371
18. 1	526	355	1,068	1,949	1,908	684	374
2	525	352	1,067	1,944	1,908	685	378
3	528	352	1,076	1,956	1,927	685	382
計	6,314	4,183	12,788	23,285	22,599	8,166	4,448
平均	526 (516)	349 (327)	1,066 (1,041)	1,941 (1,883)		681 (654)	371 (321)
構成比	27.1%	18.0%	54.9%	100%		35.1%	

() 内の数 前年度の平均人数

(参考) 年次別被保険者数

年 度	年 間 平 均					年 度 末 現 在 数				
	組合員	准組合員	家 族	計	指数%	組合員	准組合員	家 族	計	指数%
平成13	501	271	987	1,759	100.00	507	280	1,018	1,805	100.00
14	510	297	1,023	1,830	104.04	509	301	1,018	1,828	101.27
15	512	317	1,014	1,843	104.78	513	321	1,035	1,869	103.55
16	516	327	1,041	1,883	107.05	522	339	1,066	1,927	106.76
17	526	349	1,066	1,941	110.35	528	352	1,076	1,956	108.37

3. 財 政 状 況

(1) 国民健康保険料賦課徴収状況

(単位：円)

保険料算定額	災害等による減免額	増 減	保険料調定額	保険料収納額	未収額
239,385,000	0	1,246,500	240,631,500	240,631,500	0

(2) 国庫支出金交付状況

(単位：円)

区 分	第1・四期分	第2・四半期分	第3・四半期分	第4・四半期分	計 (決算額)	平成16年度決算額
事務費負担金	946,000			1,370,314	2,316,314	2,164,674
療養給付費補助金	8,014,000	12,021,000	12,021,000	35,680,408	67,736,408	59,678,994
老人保健医療費拠出金補助金	7,080,000	7,080,000	7,080,000	10,741,569	31,981,569	42,468,964
介護納付金補助金	2,217,000	2,217,000	2,217,000	3,156,155	9,807,155	8,804,598
組合特別調整補助金				161,000	161,000	209,000
出産育児一時金補助金	300,000			375,000	675,000	750,000
高額医療費共同事業補助金			924,000		924,000	555,000
特別対策費補助金						
計	18,557,000	21,318,000	22,242,000	51,484,446	113,601,446	114,631,230

(3) 収支決算状況

(収 入)

科 目	予算現額	収入決算額	被保険者1人 当たり決算額
1. 国民健康保険料	234,920,000	240,631,500	123,973
2. 国庫支出金	90,936,000	113,601,446	58,527
1) 事務費負担金	2,276,000	2,316,314	1,193
2) 療養給付費補助金	44,710,000	67,736,408	34,898
3) 老人保健医療費補助金	31,200,000	31,981,569	16,477
4) 組合特別調整補助金	150,000	161,000	83
5) 介護納付金補助金	9,540,000	9,807,155	5,053
6) 特別対策費補助金	30,000	0	0
7) 高額医療費共同事業補助金	2,205,000	924,000	476
8) 出産育児一時金補助金	825,000	675,000	348

(支 出)

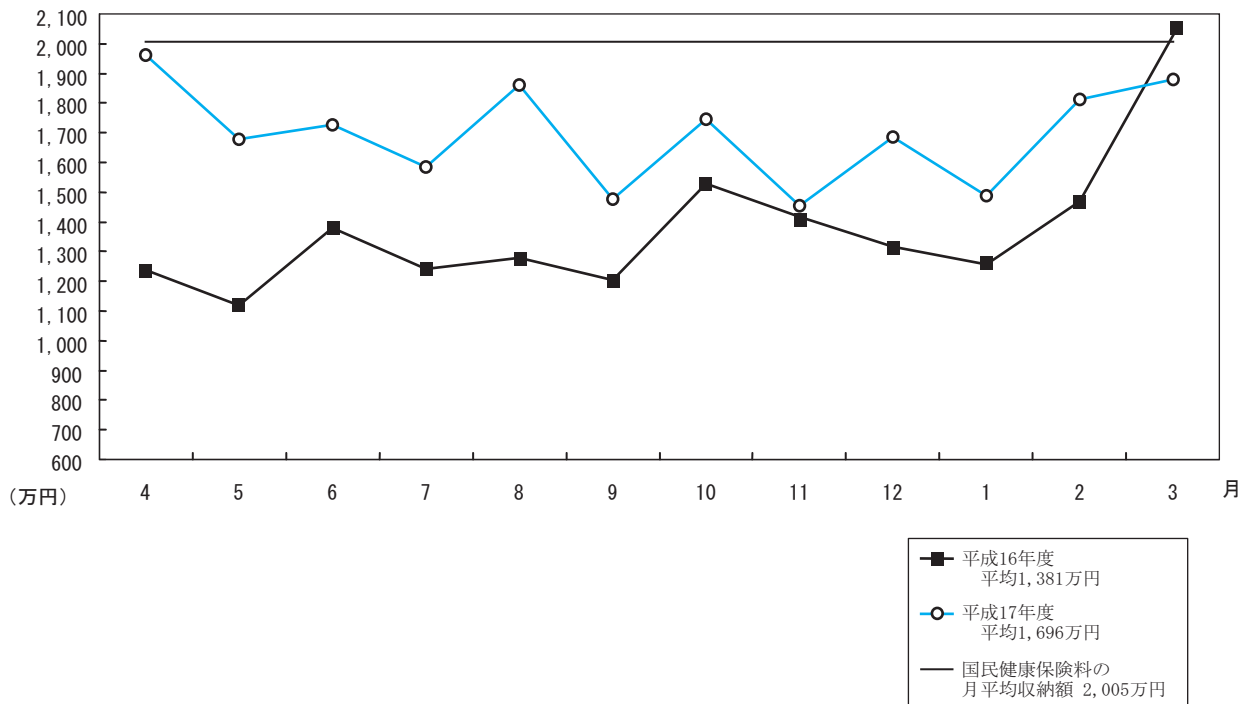
科 目	予算現額	収入決算額	被保険者1人 当たり決算額
1. 総務費	26,230,000	23,083,743	11,893
1) 組合会費	2,100,000	1,886,898	972
2) 総務管理費	24,130,000	21,196,845	10,921
2. 保険給付費	238,903,000	238,899,715	123,081
1) 療養諸費	205,741,000	205,738,792	105,996
2) 高額療養費	12,447,000	12,446,748	6,413
3) 移送諸費	0	0	0
4) 出産育児諸費	2,700,000	2,700,000	1,391
5) 葬祭諸費	2,400,000	2,400,000	1,237
6) 傷病手当金	1,974,000	1,974,000	1,017

3. 連合会支出金	1,000	0	0
4. 共同事業金	21,000,000	8,257,000	4,254
5. 繰入金	2,000	0	0
1) 準備入金	1,000	0	0
2) 積立入金	1,000	0	0
6. 繰越金	100,000,000	106,624,318	54,933
7. その他の収入	350,000	165,039	85
1) 財産収入	200,000	94,380	49
2) 諸収入	150,000	70,659	36
合計	447,209,000	469,279,303	241,772
年間平均被保険者数 1,941人			

7) 療養附加金	13,641,000	13,640,175	7,027
3. 老人保健拠出金	96,600,000	96,417,709	49,674
1) 医療費拠出金	96,100,000	95,918,669	49,417
2) 事務費拠出金	500,000	499,040	257
4. 介護納付金	31,200,000	31,072,519	16,009
5. 共同事業拠出金	21,290,000	7,687,000	3,960
6. 保健事業費	7,330,000	7,328,982	3,776
7. 基金積立金	200,000	94,380	49
8. 諸支出金	5,349,000	5,347,726	2,755
1) 償還金及び還付加算金	4,764,000	4,763,026	2,454
2) 過年度支出金	0	0	0
3) 地区医師会事務費交付金	585,000	584,700	301
8. 予備費	20,107,000	0	0
合計	447,209,000	409,931,774	211,196

収支差引額	59,347,529	被保険者1人当たり決算額	30,576
基金等保有額	206,534,790	被保険者1人当たり決算額	106,406

医療給付費の推移表



議案第2号 平成17年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について認定を求める件
平成17年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算

第1 総括表

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較増減額
1. 国民健康保険料		234,920,000	240,631,500	240,631,500	0	5,711,500
	1. 国民健康保険料	234,920,000	240,631,500	240,631,500	0	5,711,500
2. 国庫支出金		90,936,000	113,601,446	113,601,446	0	22,665,446
	1. 国庫負担金	2,276,000	2,316,314	2,316,314	0	40,314
	2. 国庫補助金	88,660,000	111,285,132	111,285,132	0	22,625,132
3. 連合会支出金		1,000	0	0	0	1,000
	1. 連合会補助金	1,000	0	0	0	1,000
4. 共同事業交付金		21,000,000	8,257,000	8,257,000	0	12,743,000
	1. 共同事業交付金	21,000,000	8,257,000	8,257,000	0	12,743,000
5. 財産収入		200,000	94,380	94,380	0	105,620
	1. 財産運用収入	200,000	94,380	94,380	0	105,620
6. 繰入金		2,000	0	0	0	2,000
	1. 準備金繰入金	1,000	0	0	0	1,000
	2. 積立金繰入金	1,000	0	0	0	1,000
7. 繰越金		100,000,000	106,624,318	106,624,318	0	6,624,318
	1. 繰越金	100,000,000	106,624,318	106,624,318	0	6,624,318
8. 諸収入		150,000	70,659	70,659	0	79,341
	1. 預金利子	50,000	1,913	1,913	0	48,087
	2. 雑入	100,000	68,746	68,746	0	31,254
合計		447,209,000	469,279,303	469,279,303		22,070,303

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	予算現額と支出済額との比較増減額
1. 組合会費		2,100,000	1,886,898	213,102
	1. 組合会費	2,100,000	1,886,898	213,102
2. 総務費		24,130,000	21,196,845	2,933,155
	1. 総務管理費	24,130,000	21,196,845	2,933,155
3. 保険給付費		238,903,000	238,899,715	3,285
	1. 療養諸費	205,741,000	205,738,792	2,208
	2. 高額療養費	12,447,000	12,446,748	252
	3. 移送諸費	0	0	0
	4. 出産育児諸費	2,700,000	2,700,000	0
	5. 葬祭諸費	2,400,000	2,400,000	0
	6. 傷病手当金	1,974,000	1,974,000	0
	7. 療養附加金	13,641,000	13,640,175	825
4. 老人保健拠出金		96,600,000	96,417,709	182,291
	1. 老人保健拠出金	96,600,000	96,417,709	182,291
5. 介護納付金		31,200,000	31,072,519	127,481
	1. 介護納付金	31,200,000	31,072,519	127,481
6. 共同事業拠出金		21,290,000	7,687,000	13,603,000
	1. 共同事業拠出金	21,290,000	7,687,000	13,603,000
7. 保健事業費		7,330,000	7,328,982	1,018
	1. 保健事業費	7,330,000	7,328,982	1,018
8. 基金積立金		200,000	94,380	105,620
	1. 準備金等積立金	200,000	94,380	105,620
9. 諸支出金		5,349,000	5,347,726	1,274
	1. 償還金及び還付加算	4,764,000	4,763,026	974
	2. 過年度支出金	0	0	0
	3. 地区医師会	585,000	584,700	300
10. 予備費		20,107,000	0	20,107,000
	1. 予備費	20,107,000	0	20,107,000
合計		447,209,000	409,931,774	37,277,226

歳入決算額 469,279,303 円
歳出決算額 409,931,774 円
歳入歳出差引残額 59,347,529 円

年度別、療養給付費等補助金、療養諸費用（保険者負担分）、老人保健拠出金、差し引き残高の推移

会計年度	年齢構成		収 入						
	75才未満	老健対象者	総 額	前年度繰越金	単年度収入 ^①	繰入金	国庫補助金	共同事業交付金	
12			313,359,395	23,970,522	289,388,873	0	75,609,223		
13			316,356,641	25,363,868	290,992,773	0	70,750,446		
14	1,547	281	337,505,867	30,748,334	306,757,533	0	76,374,445		
15	1,595	274	389,973,662	72,579,129	317,394,533	0	74,849,069	10,525,000	
16	1,666	261	488,383,511	81,827,781	355,663,730	50,892,000	114,631,230	5,794,000	
17	1,698	258	469,279,303	106,624,318	362,654,985	0	113,601,446	8,257,000	

会計年度	支 出					差引残額	次年度繰越金	準備金積立へ	単年度収支 ^③
	総 額 ^②	保険給付費	老人保健拠出金	介護納付金	共同事業拠出金				
12	247,995,527	137,543,793	68,293,708	16,655,040		65,363,868	25,363,868	40,000,000	41,393,346
13	270,608,307	148,182,386	71,159,473	19,195,600		45,748,334	30,748,334	15,000,000	20,384,466
14	264,926,738	144,026,676	74,247,488	18,518,645		72,579,129	72,759,129	0	41,830,795
15	308,145,881	202,535,813	53,856,322	21,242,600	2,714,000	81,827,781	81,827,781	0	9,248,652
16	381,759,193	193,016,273	127,271,493	27,230,180	6,229,000	106,624,318	106,624,318	0	26,095,463
17	409,931,774	238,899,715	96,417,709	31,072,519	7,687,000	59,347,529	59,347,529	0	47,276,789

$$\text{①} - \text{②} = \text{③}$$

単年度収支は、前年度繰越金を含まない。

医師国保からのお願い

老人保健法第25条第1項 第2号（障害認定）について

老人保健法第25条第1項第2号の認定を受けた方について、組合はその人数を把握しなければなりません。

しかし、この障害者認定を受けた方については、組合では届出がないと分かりませんので、認定を受けた方は、その旨を組合へお知らせ下さるよう（電話など）お願い致します。

介護保険被保険者の適用除外について

本組合被保険者で介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）に該当される方が介護保険法施行規則第170条に規定する身体障害者療養施設等の介護保険被保険者適用除外施設へ入所されている場合、当分の間介護保険の被保険者の適用はせず介護分保険料の算定は行なわれません。該当される方があれば組合へのご連絡をお願い致します。

医療制度改革の施行時期と内容

平成18年10月1日改正

○患者負担の見直し

現 行	改 正
70歳以上の一定以上所得者 2割	70歳以上の現役並み所得者 3割

○療養病床に入院している高齢者(70歳以上)の食費・居住費の負担の見直し

現 行	改 正
食材料費相当のみ負担 月額24,000円程度	食材料費 + 調理コスト相当 月額42,000円程度 居住費(光熱水費相当) 月額10,000円程度

○高額療養費の自己負担限度額の見直し

現 行	改 正
・70歳未満の者 上位所得者 = 139,800円 + 1% (77,700円) 一 般 = 72,300円 + 1% (40,200円) ・70歳以上の高齢者 一定以上所得者 = 72,300円 + 1% (40,200円) 一 般 = 40,200円	・70歳未満の者 上位所得者 = 150,000円 + 1% (83,400円) 一 般 = 80,100円 + 1% (44,400円) ・70歳以上の高齢者 現役並み所得者 = 80,100円 + 1% (44,400円) 一 般 = 44,400円

()内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。

○出産育児一時金の見直し

現 行	改 正
出産育児一時金 30万円	出産育児一時金 35万円

平成19年4月1日改正

○傷病手当金・出産手当金の支給水準の引き上げ・支給範囲の見直し

現 行	改 正
標準報酬日額の6割に相当する額	賃金に賞与を反映した額である標準報酬日額の3分の2に相当する額

○保険料賦課の見直し

- (1) 標準報酬月額の上下限の範囲の拡大
- (2) 標準賞与の範囲の見直し

現 行 (1)(2)	改 正 (1)(2)
・標準報酬月額の高等級及び最低等級について、上下で全39等級・標準賞与額の上限額は1回200万円	・標準報酬月額の高等級及び最低等級について、上下にそれぞれ4等級追加し、全47等級とする ・標準賞与額の上限額は1回200万円を改め、年度累計額540万円とする

○現物給付の見直し

現 行	改 正
医療機関への支払額は自己負担割合分	医療機関へは自己負担限度額を支払う

平成20年4月1日改正

○患者負担の見直し

- (1) 70歳～74歳の者の患者負担の見直し
 (2) 乳幼児に対する自己負担軽減措置の拡大

現 行 (1) (2)	改 正 (1) (2)
・70歳～74歳(一般) = 1割 ・3歳未満 = 2割	・70歳～74歳(一般) = 2割 ・義務教育就学前の者 = 2割

○高額療養費の自己負担限度額の見直し

現 行	改 正
・70歳以上(一般) = 44,400円	・70歳～74歳(一般) = 62,100円 (44,400円)

○高額医療・高額介護合算制度の創設

現 行	改 正
合算制度なし	高額療養費の算定対象世帯単位で医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、新たに設定する自己負担限度額を超える額を支給

○後期高齢者医療制度の創設と被保険者(75歳以上)となる者の国保組合の組合員資格の維持

現 行	改 正
75歳以上の者も国保組合の組合員且つ被保険者	75歳以上の者は国保組合の被保険者ではなくなるが組合員資格は維持可能

医師国保組合助成事業のお知らせ

本組合では、被保険者の疾病予防及び健康の保持増進を目的として、下記の保健事業を実施しています。

つきましては、実施要領をご覧のうえ、同事業をご利用くださいますようお願いいたします。

インフルエンザ予防接種助成事業

平成18年10月～平成19年2月末までに接種を受けた被保険者全員を対象として、被保険者1人当たり3千円を限度として助成いたします。ただし、65歳以上の被保険者には市町村から補助がありますので、自己負担分の補助となります。

スポーツ大会等参加費助成事業

下記により、参加された被保険者を対象に助成いたします。

県内・県外は問わないが、一般に公募された参加費を徴するスポーツ大会等で、理事長が認めた大会。

助成は通年とし、1回3千円、年5回を限度といたします。

健康診査助成事業

・人間ドック

(検診医療機関で受診の場合、脳ドックも可)

組 合 員	8万円	} を限度に補助
准組合員	5万円	
家 族	5万円	

・ミニドック(自院でも実施可能)

40歳以上を対象として、検査・検査を実施された方に助成。検査項目を選ぶこともできる。検査内容については、事務局へお問

い合わせ下さい。

請求には、自院以外のかかりつけ医の署名が必要ですが、健診結果の提示でも請求可能といたしました。

上記健康審査は、原則年1回といたします。受診される前に事務局へご連絡ください。請求用紙をお送りいたします。

自家診療の取り扱いについて

平成15年10月1日より実施しています自家診療ですが、下記についてご留意いただきますようお願いいたします。なお、平成18年4月の診療報酬改定により指導管理料が医学管理料となりましたが、取扱い等に変更ございません。引続きの取扱いをお願いいたします。

記

1. 実施範囲

開設者以外の組合員、准組合員、家族。従業員の家族は実施前から認めていましたから、自家診療の縛りはありません。開設者組合員は自己診療との区別が困難なため認めません(投薬も同様です)。

老人保健法該当者も上記と同じ扱いです。

2. 承認事項

初・再診料、投薬料、注射、リハビリテーション、処置、手術、麻酔

3. 否認事項

入院料等、医学管理料、往診、在宅医療、検査、画像診断、精神専門療法、放射線治療、時間外加算、休日加算

4. その他

レセプトの備考欄には、自家診療と必ず明記してください。

薬剤情報提供料、老人慢性疾患生活指導料は認めていません。

自家診療に関してのご意見・ご要望は、文書で理事長宛てにお送りください。理事会において協議いたします。

医師国保からのお知らせ

70歳以上一定以上所得者の負担割合について

本組合では、組合員・准組合員の負担割合は2割、家族3割となっております。

この度の制度改正で、70歳以上一定以上所得のある者については平成18年10月1日より3割負担となりますので、窓口においては、高齢受給者証の負担割合で一部負担金をお支払いただきますようお願いいたします。

組合員・准組合員(70歳以上一定以上所得者)

保険証の負担割合 2割

高齢受給者証の負担割合 3割(この割合での窓口徴収となります。)

なお、負担割合の差額は後日、組合から『一部負担金差額』として返金いたします。

ご確認のうえ、申請してください。

70歳以上一定以上所得者の方で、同じ世帯におられる高齢者の方の平成17年中の収入合計額が以下のいずれかに該当される場合、申請されますと「1割負担」又は「自己負担限度額についてのみ一般適用」となります。

条 件	人 数	17年中収入額	変 更 内 容
同じ世帯の70歳以上の 高齢者の方（65歳以上 で老人医療の障害認定 を受けている方も含む） の人数	1 人	383万円未満	1 割負担
		383万円以上 484万円未満	2 割負担 自己負担限度額についてのみ一般適用
	2 人以上	520万円未満	1 割負担
		520万円以上 621万円未満	2 割負担 自己負担限度額についてのみ一般適用

鳥取県医師国民健康保険組合現金給付一覧

組合の保険給付のうち現金給付は次のとおりです。該当の生じた場合は組合にご連絡下さい。

項 目	支 給 額 等		
療養費海外療養費 (老健対象者を除く)	事情により保険医療機関以外の医療機関に受診した場合又は被保険者証を持ち合わせていなかったこと等により、全額を自己負担した場合。その他治療用装具代など。 海外渡航中に発生した治療費（申請には医療費明細と領収書が必要です）。		
高額療養費 (老健対象者を除く)	入院など的高額医療のため、同一月内・医療機関毎・入院外来毎の一部負担額が一定額（自己負担限度額）を超える場合に、超過額が高額療養費の支給対象となります。		
療養附加金 (老健対象者を除く)	被保険者が療養の給付を受けたとき、同一の保険医療機関又は保険薬局で、次の額を超える自己負担を支払った場合には療養附加金として支給します（ただし、その附加金の額が1,000円未満の場合は支給しない）。 入院の場合 月額21,000円を超えた額。 入院外の場合 月額 5,000円を超えた額。 なお、高額療養費の該当分については、自己負担の限度額から療養附加金の足切り額の21,000円、又は5,000円を控除して得た額を支給。 高齢受給者証3割の方の一部負担金差額を支給。（新規） 被保険者が公費負担制度の適用医療受給者である場合には、療養附加金の支給は行いません。		
移送費 (老健対象者を除く)	治療上の必要により医療機関に移送（厚労省令規定の場合に限る）された場合に支給対象となります。支給額＝厚労省令の定めるところにより算定した額。		
出産育児一時金	被保険者1分娩につき350,000円支給。（平成18年10月1日より）		
葬祭費	(組) 300,000円	(組合員家族) 50,000円 (准組合員家族) 20,000円	(准) 50,000円
傷病手当金	組合員 1日 3,000円 180日限度 准組合員 1日 1,000円 180日限度		
その他ご注意	<ul style="list-style-type: none"> ・ご不明の点は組合事務局にご照会下さい。詳しい申請要領等は申請用紙送付の際にご案内いたします。なお、老健対象者の療養費・高額療養費・移送費は市町村から支給を受けることになります。 ・給付を受ける権利は2年を経過すると時効となります。ご注意願います。 		